

地域家庭教育部会 最終答申(案)

はじめに	1
1 現状	2
(1) 地域社会と家庭の状況	2
コミュニティの衰退	2
子どもの居場所	2
保護者のおかれている状況	3
支援を必要とする家庭の状況	3
地域における人権問題	4
(2) 住民の活動や行政施策の動向	5
地域組織の活動	5
地域で親子が集う場や機会	5
就学前の子どもの育つ場	6
小・中学生が集う場	6
放課後児童健全育成事業	7
家庭教育に関する学習	7
新しい市民活動・市民との協働	7
「教育コミュニティ」づくりをめざす取り組み	8
子どもの安全確保の取り組み	8
学校週5日制	9
統合性と主導性の欠如	9
2 中長期的な目標	9
3 取り組むべき課題	10
(1) 家庭教育の充実のための支援 - 親としての成長と自立を支える -	10
家庭へのきめ細かな支援	10
子育てネットワークづくり	10
家庭教育に関する学習機会の充実	11
(2) 地域の教育力の向上 - 地域の子どもを地域で育てる -	11
教育コミュニティづくり	11
地域に開かれた小学校・中学校・幼稚園・保育所づくり	12
(3) 青少年の主体的な地域活動の充実 - 次代の地域を担う人づくり -	12
青少年の地域活動と学童保育の充実	12
地域の遊び環境と施設管理・運営の改善	13
(4) 人権尊重のまちづくり 豊かにつながるために	13
市民との協働による啓発活動の推進とまちづくり	14
人権関係団体の活性化と行政との連携	15
人権行政の推進体制	15
(5) 行政の推進体制 - 子育てと教育のためのまちづくり -	15
行政組織内部の連絡調整と連携	15
地域教育協議会に対する支援	15
その他の検討すべき事項	16
【用語解説】	17

はじめに

地域家庭教育部会に対しては「家庭教育の充実のための支援」と「地域の教育力の向上」について諮問がなされた。すなわち、子どもたちが「ゆとりのある生活を通して人間形成の基礎を培い豊かな自己実現を図るとともに、様々な体験や交流を通して生き方を学んだり人間性を高めたりする（諮問文）」家庭と地域を形づくる方策を明らかにすることが、当部会の役割であった。

地域家庭教育部会では、まず泉南市の地域社会や家庭の現状を検討し、ついで教育や子育てに関わる地域活動や行政施策の成果と問題点を検討した。これらをふまえ、中長期的な目標と当面取り組むべき課題に分けて答申を作成した。なお、審議にあたっては、部会の委員の意見とともに、「次世代育成支援対策地域行動計画」の策定に先立って行われたアンケートの結果や、近隣の自治体における地域教育力の向上をめざす取り組みを参考にした。答申で大切にしたい考え方は、次の通りである。

地域の教育力の向上にむけては、地域に開かれた保育・教育機関づくりと地域、家庭、教育・保育機関の総合的な教育力を高める「教育コミュニティ」づくりが重要である。同時に、青少年の豊かな体験と自己実現、次代の地域社会の担い手づくりなどの観点から、青少年の主体的な地域活動を充実させる必要がある。答申で「青少年の主体的な地域活動」を独立項目として取り上げているのはそのためである。一方、家庭教育の充実のためには、保護者の主体的な活動や学習（自助）とそれを支える保護者の連帯づくり（共助）が重要である。これらに加えて、経済的に困窮した家庭、外国人家庭、障害のある子どもがいる家庭、ひとり親家庭、地域で孤立している家庭などに対するきめ細かな公的支援（公助）も十分になされる必要がある。なお、家庭教育の充実や地域の教育力の向上にむけては、市民による自発的な社会貢献活動が重要な役割を果たしてきたことを見逃すことはできない。今後、市民活動のさらなる活性化および市民と行政のパートナーシップの構築がぜひとも必要である。

審議途上の平成 17 年 2 月には教育問題審議会および学校教育部会で審議された校区再編成の中間報告案のとりまとめをきっかけに一連の差別事象が生じた。その 1 つは、教育委員会に対して、同和地区を有する校区になることに反対の意見を述べる匿名の電話であり、2 つめは学校教育部会の傍聴者が部会の感想として出した意見書に同和地区を有する校区になることに反対する差別的な内容が書かれていたものであった。その後の審議会に出された嘆願書の意見欄にも差別的な意見が多数発見された。これらの差別事象は、地域社会で潜在化していた同和地区への差別意識や忌避意識が、子どもの校区や土地の資産価値など自己の利害とのかかわりの中で顕在化したものである。差別事象に対する地域家庭教育部会の見解はすでに示したとおりであるが、これらの差別意識や忌避意識は、同和地区の子どもたちの豊かな自己実現を妨げ、地域における人間関係を分断し、地域の教育力を歪めるものであることを、あらためて強調しておきたい。答申で「人権尊重のまちづくり」にくわしく言及したゆえんである。

地域社会には、部落差別のみならず、性別、障害の有無、国籍、言語、価値観や文化の違いなどを理由にした差別がいまだに存在する。今後、地域における人権啓発と教育活動を通して住民の相互理解と交流を促進し、子どもたちを中心にすべての人の人権が尊重される地域コミュニティをつくることを市民に訴えたい。また、教育委員会においては人権教育基本方針および人権教育推進プランの抜本的な見直しを、市長部局においては人権政策推進本部の体制の抜本的な見直しを強く要望したい。

以下、諮問事項、1 現状（地域社会と家庭の状況、住民活動や行政施策の動向）、2 中長期的な目標、3 今後取り組むべき課題、の順に報告する。

地域家庭教育部会への諮問事項

「地域における子どものすこやかな成長支援のあり方について」

(1) 家庭教育の充実のための支援

(2) 地域の教育力の向上

(3) 青少年の主体的な地域活動（2 つめの諮問事項から独立）

・「地域教育」とは

「地縁」の中で行われてきた、形のない、実体験を通じた、「無意図的な」教育。子どもたちの地域での遊び、自然体験、生活体験、社会体験なども含む。地域は、学校教育、社会教育、住民の地域活動、行政施策などのネットワークが形成される空間でもある。これらすべてが合わさったものが「地域の教育力」。

・「家庭教育」とは

狭い意味では、保護者が子どもに対して意図的に行う教育。いわゆる「しつけ」。より広い意味では、家庭生活や保護者の姿から子どもが自然に学ぶことも含む。家庭教育は、保護者を取り巻くおとなや保護者以外のおとなの存在、地域での子どもの様々な体験などを背景にして行われてきた。

・「家庭・地域とつながる開かれた保育教育機関」とは

「家庭の教育力」がつながることによって「地域の教育力」が充実し、「地域の教育力」の充実が「家庭の教育力」を支えるという関係。家庭・地域・保育教育機関（児童会や生徒会など子どもたちの参加も含めて）が一体となって、子どもや保護者の課題を話し合い解決していくことをめざしたい。そこには人権の視点を大切にしながら、子育て支援をしていく意図的な取り組みが必要である。

1 現状

(1) 地域社会と家庭の状況

コミュニティの衰退

新しい住民が増えて子どもの数も多い地域がある一方、少子高齢化が進んでいる地域もある。前者のような地域では、核家族世帯が多く、知り合いや友だちの少ない保護者がめだつ。後者のような地域でも、同年代の子どもたちや異世代のつながりも少なくなっている。

子どもの居場所

地域の中で子どもたちが自由に遊んだり活動したりできる場や機会は少ない。

乳幼児は、自分の意思ではなく、保護者が子どもの居場所を決定するので、冷暖房完備、全天候型で、営業時間が長い大型商業施設などが、乳幼児にとっての居場所となっ

ている状況もある。一方、行政が行っている子育て支援事業や、子育てサークルが行っている自主活動に、子どもの居場所を求めて参加する人が増えてきている。

小学生では遊びや活動がしやすい公園が、安全面や整備の面で不十分であるうえ、地域によっては少子化の影響もあり、子どもの姿がみられず、自然な形で異年齢集団ができる状況ではない。

中学生では学習塾通い、高校生ではアルバイトをする者もかなりおり、地域活動への子どもの参加は多くない。次世代育成支援対策地域行動計画を策定する際に行った中高生のアンケートでも社会教育施設や青少年向け事業は十分に認知されている状況ではない。また、子どもたちが求めている居場所として、「友達とおしゃべりや飲食ができる施設」「雨の日でも遊べる施設」という意見が多く、使いやすくするためには、「子どもの意見を取り入れる」ことが必要だと感じている。青少年向け施設の運営や青少年向け事業には子どもたちの要望が反映されていないことがわかる。また、休日に大型商業施設に集う姿も見られ、トラブルに巻き込まれることなどを心配する声もある。

保護者のおかれている状況

乳幼児の保護者の中には、子ども時代に同年代の縦のつながりで群れて遊んだ経験や保護者になるまでに子どもと接した実体験が乏しく、相談できる人が身近におらず、不安をかかえている人が多い。「ミルクを飲まない」「後片付けができない」など、子育て中の親どうしが語ることで解決していく保護者もいるが、幼稚園や保育所、あるいは子育て支援センターと出会うまで、悩みを抱えながら在宅子育てをしていたという声も多く聞かれる。次世代育成支援対策地域行動計画策定のためのアンケートでは、就学前の乳幼児をもつ家庭の4分の1程度は泉南市の居住年数が1年から5年未満という結果であったように、転居により地域でのつながりが希薄な人もいる。

子どもが就園、就学すると子どもを通じて親どうしが知り合うようになり、PTA活動は、他の保護者と知り合う機会としては大きく、学校や園では学級懇談会での情報交換や参加者が一緒に取り組む行事などを工夫している。

多くの子育て中の保護者に子育てに関する情報を提供するため、平成17年1月より子どもに関する機関が協力して泉南市の公式ホームページの中に「子育てネット」を立ち上げ、充実を図っているが、本やインターネットの「情報」に頼ろうとする人も多い。また、乳幼児がいる家庭では、ゆっくりと情報を探す余裕がないという声や文字の多い情報紙、広報なども読みにくいという指摘もある。

子育ての悩みだけでなく、他の保護者との人間関係や家庭内での人間関係に悩む人も多くいる。「子育てをするのは母親の役割」「早期教育が必要」など固定的な価値観がいまだに残る社会の中で、おとな自身が自尊感情を持てずにいて、そのことが子どもに影響を及ぼしているという例もある。次世代育成支援対策地域行動計画策定のための中高生アンケートでは、子どもの食事、服装、髪型、友達関係、中学卒業後の進路などについても、おとなの判断が優先し子どもの願いや利益を尊重しているとは言えない状況も見られる。

支援を必要とする家庭の状況

急激な少子・高齢化が進む中で、家族構成が大きく変化し、平成13年の国勢調査によると核家族世帯が約83%で、三世帯同居世帯は少なくなっている。ひとり親家

庭世帯も約 8%で、年々増加している。

小学生保護者の就労状況を、次世代育成支援対策地域行動計画策定のためのアンケートで見ると、父親の常時雇用が 52.6%と低く、週のうち、2日、3日のパート・アルバイト雇用も多い特徴がある。また、母親の常時雇用は 8.7%で、無職の人は 43.8%、子どもの年齢が上がるにつれて就労率は上がるが、内容はパート労働で週 5 日以上の就労が 57.1%で常時雇用に近い日数である。

就学援助費認定者数については、小学校・中学校あわせた認定率が、平成 10 年度に 10%を超え、年々上昇しており、平成 17 年度は 21.2%になっている。これらのことから、厳しい就労状況や経済的に困窮している家庭は増加しており、子どもの生活環境にも強く影響を及ぼしていると考えられる。

泉南市内には、約 580 人の外国籍の人々が居住しており、「ニューカマー」（最近日本にきた外国人）の家庭も増えている。言語や文化の違いから戸惑うことも多く、身近な支援が必要である。子どもが、保育所や幼稚園に行き始めると、地域とのつながりもできるが、それまでは孤立していたという話も聞く。

虐待とまではいなくても、祖父母などからの助言や手助けがなく、一人で悩みを抱え、子育てが困難になっている家庭もある。また、子どもの不登校や友人間のトラブル等に直面することもある。また、一人の子どもに多くの費用をかけ、塾や学校に任せる傾向も見られる。小さい頃から習い事をしている子どもも多い。子どもは何時までに寝かさなければと考える家庭もあれば、深夜の商業施設や娯楽施設、飲食店に乳幼児を連れて行く家庭もある。乳幼児からの 2 時間以上のテレビ視聴やテレビゲームも仕方がないと考えている保護者も多い。さらに、不況のおりから、就労が不安定になったり、収入が減少したりしている家庭も増えてきている。就労により低年齢から長時間保育を必要とする家庭もあるが、就労と関係なく、長時間の保育を希望する声も多い。保護者の長時間就労のため、子どもだけで生活している時間が長くなり、家族がそろって食事をするのが少ない家庭も増えている。

障害をもつ子どもたちや保護者については、保護者どうしのつながりや協力関係、グループ等がつけられ活動が行われているが、障害をもつ子どもたちが、泉南市内で行なわれる子どもを対象とした行事やイベントに、参加しやすい状況ではない。また、地域や学校との交流も活発ではない。養護学校に在学する子どもたちを含めた、子どもや保護者の居場所、地域のおとなや青少年、子どもたちと集える場や交流ができる環境づくりが必要である。

地域における人権問題

平成 6 年に批准された子どもの権利条約にみられるように、子どもの人権を守る機運は高まってきており、泉南市でも子どもの最善の利益を願って活動している人もふえている。しかし、近年、おとな社会の価値観の偏りや混乱、子育てへの自信のなさ等の中で、子どもたちがその豊かな可能性を十分に発揮しきれずにいる現状は否定できない。地域社会には、部落問題をはじめ在日外国人や障害者への差別、不登校やひきこもり、児童虐待などの子どもの人権問題があるが、子どもたちの個性が自由に発揮され、自己実現が図れることが大切である。多様な価値観や異なる文化や習慣を持つ人々が互いに相手の立場を理解し豊かな人間関係を築き、主体的に参加できる社会づくりのため、市民団体のネットワークづくりおよび人権行政の総合的な推進体制が必要である。

平成 11 年に行った泉南市民人権意識調査では、同和問題に対する意識調査のうち、同和地区の認知時期は小学校のころと中学校・高等小学校のころをあわせると 68.4%、認知経路では、父母や家族、親せきから等を含む身近な人間関係からが 52.4%の実態がみられる。同和地区住民について聞いた内容では、「同和地区の人とは結婚してはいけない(結婚できない)」が 49.3%、「同和地区の人はこわい」が 45.8%など同和地区住民に対する忌避意識は、平成 3 年の調査と比べても大きな変化が見られない。さらに、いまなお、結婚相手に関して「同和地区出身者であるかどうかについての身元調査が必要である・調べることはよくないが必要である」と考えた割合が 54.4%と高いことなどから、差別意識の解消は進んでおらず、差別が、再生産されている状況うかがえる。また、同和問題の解決策として、「同和地区の人が、まず差別されないようにする」が 31.7%、「そっとしておけば、自然に差別はなくなる」という自然解消論が 30.2%と依然として高い割合を示し、学校での同和教育についての肯定的意見では 53.5%と、平成 3 年の 60.8%から低下している。この結果から、差別問題や人権に対する教育や啓発活動が進んでいない現状が見られる。また、泉南市において今回の差別事象に見られるように、予断や偏見に基づく同和地区を忌避する差別や中傷する落書き、土地差別問題などの人権侵害が現実には生起し、子どもたちの生活にも種々の影響を及ぼしていると考えられる。

差別意識の解消や人権意識の高揚のための施策としては、これまでの泉南市における人権・同和行政のあり方や生涯学習・社会教育施設の人権・同和教育、人権関係団体の啓発活動がどうであったのかなど実効性の測定や見直しによる十分な検討改善を行い、新たな施策展開が必要である。そのためには、市長部局および教育委員会を含め人権・同和行政の推進体制や人権諸団体の活動の総合的な見直しが必要である。

(2) 住民の活動や行政施策の動向

地域組織の活動

盆踊りなどの伝統文化が継承されている地域もあるが、総じて、婦人会や青年団、子ども会といった従来型の地域組織の活動はあまり活発ではない。子ども会にしても泉南市子ども会連絡会に加盟しているのは 1 団体のみで、加盟していない子ども会が他に 1~2 程度あるに過ぎない。活発に活動している組織はあるが、全体から見ると一部にとどまっている。

地域で親子が集う場や機会

保健センター、子ども支援センター、子育て支援センター、社会教育施設(公民館、図書館など)、民生児童委員が中心に行なっている「子育てサロン」など、様々な機関が子育て中の親子を対象とした居場所や教室を提供しており、地域で集う場や機会は増えてきた。しかし、開催場所に地域的な偏りがあったり、参加人数に限りがあったりして、希望する誰でもが参加できる状態ではない。各機関が様々な取り組みをしているため、子育て支援の事業全体が見えにくく、利用しにくいという声もある。求めている人に求めているサービスが届くように施策の充実が必要であると同時に、サービスを受ける人の創意工夫や主体的な活動を促すような事業を進める必要がある。

身近なところに親子で集える場所を提供できるように、それぞれの機関が連携しながら、地域の資源(人材、環境等)を生かし、取り組みを進めているところである。

青少年センターや子育て支援センターでは、出前の事業も増えている。

就学前の子どもの育つ場

乳幼児については、平成 16 年度に市民との協働で、泉南市の身近な遊び場や集える場所が掲載されている「泉南市子育てマップ」が作成され、1 歳半健診時に配布されている。その他にも、各機関が行っている遊び場提供の情報を、チラシ、広報、ホームページ等で知らせている。しかし、情報が行きわたっているわけではない。幼稚園は、平成 9 年より園庭開放を行い、地域の親子の遊び場となっているが、近年、安全面で門を施錠したことで行きにくかったり、人が少ないと出かけることに躊躇したりするという声を聞く。保育所は月 1 回から 2 回、日を決めて所庭開放を行っているが、決まっていることで人が集まるメリットもある反面、回数を増やしてほしいという声もある。そのため、各地域の公園や、公共施設を広く子育て中の保護者に知らせるため、子育て支援センターでは、いろいろな場所で出前保育を実施している。

就学前の保育・教育施設は、義務教育ではなく、公立・私立の保育所・公立・私立の幼稚園、その他の施設と多岐に分かれている。小学校入学まで在宅で過ごす子どももいる。現在「子ども関係機関連絡会議」「わんぱくっ子育成推進会議」等が開催され、泉南市の子育て状況の実態把握や情報交換を行い、連携した支援に取り組んでいる。幼稚園・保育所については、幼稚園は教育委員会、保育所は児童福祉課と所管課が異なっている。同じ泉南市に住む就学前の子どもたちを教育（保育）する機関として今後、より一層、子ども・保護者・保育士・教職員の交流や施設間の連携を進める必要がある。

国においては、保育所と幼稚園の機能を一体化し、子育て支援機能も付加された総合施設がモデル事業として実施されている。このモデル事業をはじめ幼保の一体化等については、本審議会の就学前教育部会でも審議されているが、子育ては次世代を育む社会的な営みであり、家庭を中心に学校、地域、職場、行政が一体となって支援していくことが必要であり、就学前教育施設が本来の機能を充実させるとともに、地域の子育てセンターの核となり、地域で子どもを育てる役割が果たせるよう、幼稚園と保育所のあり方を考えていくことが必要である。

小・中学生が集う場

平成 16 年度より「地域子ども教室推進」事業に取り組み、市内で 4 箇所（平成 17 年度は 5 箇所）において、年間 25 回（平成 17 年度は年間 39 回）、小学 1 年生から中学 3 年生までを対象とした講座を提供している。しかし、対象とする年齢層が広いため、講座の企画が難しく中学生の参加が少ないこと、また地域の人との協働が不十分であるなどの課題が見られる。

また、青少年センターでは、キャンプなどの自然体験活動や自然観察会、講座・教室などの学習機会提供事業を土曜日や長期休業期間に実施している。校区によっては施設までの距離が遠いといった問題などがあり、そのため、公民館などでの出前講座・教室や文化ホールでの演劇鑑賞会など青少年センター以外の施設での事業も行なっている。

樽井公民館においても、キャンプや社会見学を実施している。また、夏休みや日曜日には、自習室として部屋を開放している。埋蔵文化財センターにおいても体験講座や文化財に関する講座などを実施している。

しかし、施設の場所や事業について十分に周知されているとは言えず、市内には子どもたちが、日常的に気軽に集える施設や場がまだまだ少ない。

放課後児童健全育成事業

放課後健全育成事業は、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校低学年児童（1・2・3学年）に対し授業終了後、学校内の専用施設等を利用して、適切な遊びおよび生活の場を提供することにより、子どもたちの健全育成、自立支援および子育て支援を図ることを目的としている。市内8小学校区で留守家庭児童会（学童保育）が実施され、また、鳴滝第一小学校区・鳴滝第二小学校区については、放課後児童会として青少年センターで実施されている。子どもの様子については教職員と指導員が日々話し合い、共通理解を図るように努力している。

留守家庭児童会は土曜日にも開所されているが、平成15年7月から保育にかかる会費が有料化されたこととともない、一時利用者数が減るなどの状況が見られた。今後も学童保育については保護者のニーズを十分に把握する必要がある。

家庭教育に関する学習

家庭教育に関する学習は、保健センター、保育所・幼稚園・小学校・中学校、PTA活動、社会教育施設、子ども支援センター、子育て支援センターなど、いろいろな場で行われ、実践的な学習や保護者のつながりをつくりだす取り組みが行われている。

講座や研修会の参加状況は、内容や条件、開催場所によって異なる。社会的な孤立や無関心、交通手段が整備されていない、小さい子どもがいるなどの理由によって参加しにくい人もいる。共働きが増え、自由に学習の時間をとれる状態でない人が多いのも現状である。

子育てに関してはともすれば母親に責任が委ねられ、父親の存在感が希薄になりがちである。また、祖父母との世代の価値観の違いが子育てを困難にしていることもあり、母親だけでない、幅の広い研修が必要である。

各機関が、対象の設定、広報の仕方、実施日、実施会場、研修内容など参加者の立場にたった企画が求められる。

また、家庭教育に関する学習は、日常的に出会う保育所、幼稚園、学校などが担う役割が大きく、保育士、教員が家庭支援、親支援ができるような資質の向上が求められる。継続的な取り組みを要するケースの場合は、関係機関が連携して個別訪問などきめ細やかな対応が必要である。

新しい市民活動・市民との協働

新しい「読み聞かせ」のボランティアや地域住民を中心に自主的運営を行なっている「たるっ子広場」など、子どもの育成やコミュニティづくりに取り組む新しい市民活動が始まっている。また、中高生の地域活動も学校教育活動の一環として、あるいはボランティア活動として行われた。だが、これらの活動が行われているのは一部の地域である。今後、これらの活動に関わる組織や個人をつくり、市全域に活動の輪を広げていく必要がある。

樽井公民館では、様々な講座を一時保育付で開催するために「保育ボランティア養成講座」を開催し、一時保育を担うスタッフの育成を年に1回行っている。今までに終了した人達が集まって、「保育ボランティア（有償）」のグループをつくり、市が

主催の講座等の保育を行っている。また、「地域コーディネーター養成講座」を終了した人が、公民館と協働で親育ち・親育ての講座の企画に参画している。

平成 17 年 10 月にスタートした泉南市ファミリー・サポート・センターは、子どもを預かってほしい人（利用会員）と、子どもを預かることができる人（協力会員）、子どもを預けたいし、預かることもできる人（両方会員）が会員となって、「地域でつなごう子育て支援の輪！」を合言葉に、地域での人と人とのつながりの再構築をめざしている。現在、58 人の利用会員、23 人の協力会員、両方会員 23 人のあわせて、104 人の登録会員（平成 18 年 1 月末）がある。センター以外でも登録できるよう、出張登録に出向いたり、ちらしの全戸配布を行ったり市民へのファミリー・サポート・センターの周知につとめている。

今後も市民活動の充実を図るとともに関係機関とも連携しながら市民ボランティアの育成や NPO 活動の支援など市民との協働の推進が必要である。

「教育コミュニティ」づくりをめざす取り組み

大阪府教育委員会の「総合的教育力活性化事業」を受けて、市内すべての中学校区で、地域の教育力の向上と学校・家庭・地域の「協働」を促進する組織として「地域教育協議会（すこやかネット）」が発足し、異年齢の子どもとの交流や校種間の連携が動き出した。だが、イベントを開催することが地域教育協議会の目的であるような受け止められ方をされていたり、一部の教職員がほとんどの事務を行っていたり、組織の代表や役員でない人が活動に参加する機会が少ないなど、地域での取り組みとなっていないところが多い。これからの教育コミュニティづくりは、子どもの教育を縁にした豊かな人間関係づくりである。人と人との豊かなつながりをつくるためには、互いを認め合い理解しあう関係が必要であり、人権尊重の精神が基盤となる。特に、いまなお地域において差別事象が現実におき、地域での人権意識がしっかり根付いていないことをふまえ、地域教育協議会においても人権を大切にす視点を中心に、子ども、保護者、地域住民、保育士、教職員の一体となった協働と交流・つながりを深めるような活動が必要である。

子どもの安全確保の取り組み

子どもの安全確保については、従来は学校や PTA が中心となって進めており、交通事故から子どもを守る取り組みが中心であった。しかし、ここ数年登下校中の通学路において子どもが不審者による被害にあう事件や事案が全国的に多発している。地域ぐるみで子どもを守るネットワークづくりの推進が望まれる。PTA の「子ども 110 番の家」運動は早くから取り組まれていたが、最近では郵便集配バイクやタクシー、市役所の公用車等にも「子ども 110 番」のステッカーが貼られ、子どもを見守る意識の広がりを見せている。また、個人的に踏切などの危険な箇所毎朝立ち、子どもを見守り続けている市民もいる。

教育委員会では、平成 16 年度よりボランティアによる「子ども安全パトロール員」（710 人 平成 17 年 12 月末）の登録を行い、揃いのジャンパーと腕章をつけて、登下校時の子どもの安全を見守る取り組みが行なわれるようになった。さらに、専門的な「安全パトロール隊」（2 人）による市内巡回パトロールも行なわれている。また、平成 17 年 1 月からは、毎月 8 日を「子ども安全の日」を定め、市全体として安全なまちづくりを推進していこうとしている。

各小学校区では、校区子ども安全推進協議会を組織し、学校関係者・保護者 PTA・地域住民・子ども安全パトロール員等が一体となり、子どもの安全確保に総合的に取り組んでいこうとする活動も始まった。このような動きの中で、地域の役員を中心として広がりを見せ、校門であいさつ運動をしたり、通学路や危険箇所を巡回パトロールしたりと活発な活動を展開している地域や、連絡体制を整え毎朝交代で通学路に立ち、子どもたちを見守る組織づくりを進めた地域ができてきた。

しかし、まだまだ市内すべての地域において、地域の人々が日常的に、そして積極的にこうした取り組みに参加するということまでには至っていない。今後、さらに、地域ぐるみで子どもを守るネットワークづくりを進めていかなければならない。

学校週 5 日制

平成 7 年 4 月に隔週学校 5 日制が始まってから、学校施設開放や土曜日に中学生が地域での活動に参加できるように部活動の見直しが行われた。平成 14 年 4 月には、完全学校 5 日制が始まってからは、地域子ども教室や、社会教育施設等で実施する講座や体験活動など、子どもたちが活動できる場が増えてきている。

しかし、学校施設開放やクラブ活動の見直しは、まだあまり進んでいない。また、土曜日の過ごし方は家庭任せになる傾向があり、生活習慣が乱れてしまったり、やることなく家で過ごしたりしている子どもがいる一方、塾通いなどで心身ともに疲れた子どももいる。

統合性と主導性の欠如

最も大きな問題は、行政施策や市民活動における統合性と主導性が欠如していることである。行政施策や市民活動について、情報を共有・発信し、取り組みの調整をはかり、全体としての方向性を話し合う場がない。行政組織（教育委員会、市長部局）内の連携や「地域教育協議会」の活動について、見直しが必要である。

2 中長期的な目標

地域や家庭については、従来、空間的な広がりの中で、地域の帰属意識や共同活動からコミュニティづくりがなされてきた。また、家庭の代替えとしての保育所があり、熱心な親中心の学習活動が行われていた。

現在は、住民の入れ替わりや少子高齢化によって、地域社会がコミュニティとして成立しなくなり、異世代のつながりは希薄化している。そうした変化の中で、保護者は孤立と不安・戸惑いのなかにおかれ、青少年は地域活動から遠ざかっている。

これからの方向性として、地域の教育力を向上させるためには、子育てや教育の取り組みを通じたコミュニティの再構築を図ることが必要である。また、家庭教育を充実させるには、当事者（保護者）による活動や人々のつながりをつくる中で、主体的な学びが重要である。あわせて、ボランティアをはじめとする市民活動の活性化や行政とのパートナーシップを構築していく必要がある。

以上の考えを基に、これからの中長期的な目標を次に示す。

- ・ 身近な地域で、子どもを中心にしておとなたちの重層的な関係をつくりだし、コミュニティの再構築を図る

- ・ 子どもの安全を確保できるように地域で取り組む
- ・ 子育ての当事者（保護者）がつながり、助け合い、学びあうネットワークをつくる
- ・ 特別なニーズがある家庭や深刻な問題を抱える家庭へのきめ細かな支援を確立する
- ・ 地域における青少年の遊びやレクリエーションの環境を充実させるとともに、青少年のボランティア活動を活性化する
- ・ 市民活動や行政施策をコーディネートする体制をつくる
- ・ 行政の総合的な計画のもと、市民の自主的活動と協働による、人権が尊重されるまちづくりをめざす。

3 取り組むべき課題

(1) 家庭教育の充実のための支援 - 親としての成長と自立を支える -

家庭へのきめ細かな支援

- ・ 保健センターでの母子手帳交付時に SIDS(乳幼児突然死症候群)のリーフレットを配布したり、リトルまま教室、プレまま・プレばば教室の案内をおこなっているが、今後も妊婦からの子育て支援の充実を図る。
- ・ 個別案内をするなど乳幼児健診受診の徹底を図り、未受診には保健師と民生委員児童委員が協力しながら家庭訪問などを行い、地域での見守り体制を確立させる。
- ・ 子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな相談と素早い支援を行う。そのために、保健センター・保健所・保育所・幼稚園・小学校・中学校、子育て支援センター・子ども支援センター・教育支援センター(旧「適応指導教室」)などの施設、スクールカウンセラーや民生委員児童委員などの連携の体制を整える。また、スクールソーシャルワーカーは、子どもの心理面の葛藤の解決のみに焦点をあてるのではなく、子どもの取り巻く家庭や学校、地域社会との関係の中で解決を図るためのコーディネーターの役割をする。
- ・ 特に、障害児を育てている家庭、地域で孤立している家庭、虐待などの問題を抱えた家庭やひとり親家庭などに対しては、泉南市児童虐待防止ネットワーク(あゆみネット)の核である家庭児童相談室や子ども家庭センターなどの関係機関が連携を取り合って積極的な訪問・相談を強化し、必要としている支援を把握して素早い対応を図る。同時に、子ども家庭サポーターや虐待防止アドバイザーを養成し、ノーマライゼーションの啓発活動を充実させる必要がある。
- ・ 公立の保育所・幼稚園において、一時保育、産休明け保育・病後児保育、預かり保育、3歳児保育を早期に実現し充実させる。また、ファミリー・サポート・センターの活動の充実をはかり、援助が必要な人と援助を提供できる人を地域のなかでつないでいく。

子育てネットワークづくり

- ・ 保護者を中心にして様々な世代のつながりをつくりだす。そのために、活動拠点の確保(保育所、幼稚園、学校、社会教育施設、子育て支援センター、子ども支援センタ

- 一、地域の集会所など）と機会の充実（PTA・保護者会、「教室・講座」事業、保育所や幼稚園の所庭・園庭開放、土曜日の地域活動など）を図る。
- ・ 子育てサークルなど、当事者の自発的で継続的な活動を活性化する。活動拠点を確保するとともに、活動の相談にのったり活動を支援したりする人材（保育所・幼稚園・小学校・中学校の教職員、民生委員児童委員、地域住民のボランティアなど）を養成する。
- ・ 市内全域で、徒歩や自転車で行けるぐらいの範囲に、乳幼児とその保護者が集える施設や場（子育て支援センターとその分室、子育てサロン、社会教育施設、保育所、幼稚園など）を設ける。

家庭教育に関する学習機会の充実

- ・ 家庭教育に関する学習の内容を見直す。保護者の要望や保護者にとっての必要性をふまえて、親子遊びや親子の共同活動、体験的な学習、親どうしの交流など、多様な学習プログラムを開発する。その際には、「ブックスタート」などの例を参考にして、市民と行政の協働をすすめる。また、学習は市内全域で実施し地域的な偏りをなくし、参加したい人が十分に参加できる体制や安心して学習を受けるための「保育つき」などのシステムを整える。
- ・ また、男女共同参画の視点に立って父親の家庭教育へのかかわりを増やしたり、様々な年齢層の保護者の交流および子育ての先輩との交流を増やしたりして、家庭教育を担い、家庭教育を支える人の輪を広げる。
- ・ 「次世代の親」の育成を図る。保護者、地域住民、各施設と学校が連携して、中高生の体験学習や年少の子どもと関わるボランティア活動を充実させる。活動の実施にあたっては、子どもの意見を十分に取り入れるとともに、開催場所や内容を十分に周知する。

（２）地域の教育力の向上 - 地域の子どもを地域で育てる -

教育コミュニティづくり

「地域教育協議会（すこやかネット）」を活性化する。具体的には、次のような点について改善を図るよう、各協議会に呼びかけ、行政から支援を行う。

（条件整備）

- ・ 構成メンバーが地域教育協議会の目的を理解するように行政が専門アドバイザーとして働きかけたり、先進的な自治体の取り組みを紹介したりする。
- ・ 地域教育協議会の組織（構成メンバーや部会・委員会の構成）のあり方を検討する。
- ・ 子ども、保育士、教職員、保護者、地域住民や地域組織の交流と情報交換を充実させるために地域コーディネーターを配置する。

（活動内容の充実）

- ・ 活動内容を決める段階から、活動課題に応じた個人の参加やボランティア団体との協力を図る。
- ・ 未就園の子どもも含めて、様々な年齢の子どもどうし、子どもとおとな、おとなどうしがつながる日常的な交流の場やイベントをつくったり、「地域子ども教室」など他の事業と連携をはかったりする。
- ・ 高齢者や成人男性など、子どもと直接関わる機会が少ないおとなの参加を促進する。

- ・ 将来の地域活動の人材を育てる視点に立って、小学生・中学生・高校生にボランティア活動の場を提供する。
- ・ いまなお地域において差別事象が現実におき、人権意識がしっかり根づいていない現状の中、地域の課題や問題を共有し、地域教育協議会の活動にワークショップなどを取り入れた部落問題学習をはじめとする人権問題学習をおこなったり、各学校の保護者への啓発等を含め人権教育をバックアップするしくみをつくるなど積極的な取り組みを進める。

地域に開かれた小学校・中学校・幼稚園・保育所づくり

地域に開かれた小中学校・幼稚園・保育所づくりは、保護者・地域住民・教職員がコミュニケーションを図り、子どもの現状や教育課題について認識を共有し、三者が協働関係を構築するうえで重要である。地域に開かれた校舎づくりは、あらゆる保護者や地域住民の交流と異世代の人々の交流を促し、教育コミュニティづくり、同和地区に対する差別・偏見の壁を除くまちづくり、人権が尊重されるまちづくりへとつながるものでもある。開かれた校舎づくりにあたっては、特に、次のような点について、教育行政が基本的な考え方を示すとともに、各校舎所が地域の実情に即した主体的な方針を持つことが必要である。

(施設開放)

- ・ 保育所や幼稚園の所庭・園庭開放を、乳幼児の遊び場の充実や保護者どうしの関係づくりという観点から、さらに積極的にすすめる。
- ・ 学校施設を有効的に活用できるよう「泉南市立学校建物及び設備使用条例」の運用の促進や積極的な改善を行なう。また、休日・夜間の施設開放については、特定の団体等が専用した形にならないように、公平・公正な運営ルールをつくる。

(保護者・地域住民の教育参加)

- ・ 校舎所の教育活動や行事などを、子ども、保護者、地域住民の交流を促したり、子どもの地域活動への参加を促したりするようなものにしていく。
- ・ 日常の教育・保育活動への保護者や地域住民のボランティアの参加を促進する。
- ・ 中学生の部活動のあり方を見直す。指導者の不足による廃部などの状況をふまえ、地域住民や保護者からの指導者の登用や「総合型地域スポーツクラブ」の創設などについて検討する。

(学社融合)

- ・ 学校教育活動と社会活動・社会教育施設や市長部局で行なう事業等について、活動や施策が日常的に連携できるようハード・ソフト面が一体となった「学社融合」の推進を図る。

(教職員の研修)

- ・ 教職員の研修や各校の教育研究活動を通して、開かれた学校づくりの意識を高め、保護者や市民がより積極的に学校教育活動に参加できるようにする。

(3) 青少年の主体的な地域活動の充実 - 次代の地域を担う人づくり -

青少年の地域活動と学童保育の充実

- ・ 地域子ども教室など青少年の地域活動の実施にあたっては、地域的な偏りをなくし、また、家庭の経済状況や保護者の教育への関心によって参加の機会が閉ざされることのないようにする。さらに、各地域での継続的な取り組みを促すために、保護者や地

域住民、身近な地域に住む若者がかかわっていけるように事業を推進する。

- ・ 青少年センターは、同和地区青少年の健全育成を目標とした施設として設置され、大きな成果をあげてきたところであるが、社会環境の変化にともない、平成 14 年度からは対象エリアを全市へと拡大した。今後、人権教育と情報の発信、同和地区とその周辺地域をはじめ広く地区内外の交流の促進、人権尊重の理念を踏まえた生涯学習の推進を図る観点に立った事業展開、青少年や保護者のニーズに応える学習拠点としてのさらなる充実を促し、青少年の健全育成とその活動の支援を図る。
- ・ 学童保育については、そのニーズをあらためて把握しなおすとともに、夏休み等の長期休業時における保育時間の延長、指導員の資質向上のための研修などの改善をはかっていく。また、利用料金が高額なために利用を躊躇する家庭があるので、検討が必要である。

地域の遊び環境と施設管理・運営の改善

- ・ 各校区の危険箇所等がわかるよう作成されたマップを地域教育協議会などで活用して、安全な遊び環境を整備する。
- ・ 保護者や子どもたち自身の意見を反映させて、遊び環境を充実させる。
- ・ 公民館等の社会教育施設、老人集会所等の社会福祉施設を、子どもの遊び場や青少年の地域活動の場として提供する。
- ・ 施設の管理・運営にあたっては、「雨の日でも遊べる場所がほしい」「友達と飲食をしながら話せる場所がほしい」「運営の仕方を自分たちに聞いてほしい」などという青少年の意見や要望を反映させ、青少年が集いやすく、使いやすい施設づくりをすすめる。
- ・ 子どもにとって安全な地域づくりのため、子どもの活動を取りいれた校区の危険箇所マップや安全マップづくり、「子ども 110 番の家」や安全パトロールなどの充実を図る。
- ・ 子どもが親や学校の先生、友達にも言えない悩みや不安を安心して相談できるシステムを整える。

(4) 人権尊重のまちづくり 豊かにつながるために

平成 13 年「大阪府における今後の同和行政のあり方について（答申）」では、同和問題解決のための基本目標として、「部落差別は、差別を温存、助長する因習等をなくし、すべての人の基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消し得るものである。」との認識が示されている。また、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図るには、「市民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための諸条件の整備、同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた諸条件の整備、同和地区内外の住民の交流を促進するための諸条件の整備を図ることが必要である。」との認識が示されている。

家庭教育の充実のための支援、地域の教育力の向上、青少年の主体的な地域活動の充実は、いずれも同和地区内外の交流・相互理解・協働の契機でもある。教育や子育てに

関わる取り組みにあらゆる人々の参画を促すことは、すべての人の人権が尊重されるコミュニティづくり（人権のまちづくり）へとつながるのである。

市民との協働による啓発活動の推進とまちづくり

- ・ 啓発活動の実施については、歴史的経過も踏まえ、趣旨や同和地区の実態等が正しく理解されるよう、その意義、必要性をはじめ、事業の成果や残された課題等について効果的な広報活動を展開し、市民の理解と協力を得るとともに、同和地区とその周辺地域をはじめ広く地区内外の交流を一層推進していく必要がある。
- ・ 人権のまちづくり運動が展開されていくためには、積極的な支援制度をつくっていく行政責任が確立されなければならない。人権のまちづくりを推進・支援していくための諸制度の内容には、人権のまちづくりを阻害する要因を取り除くことがしっかりと盛り込まれなければならない。また制度に基づいて設置される機関は、住民が、自分や家族・友人などが職場・学校・家庭・地域などで差別されたり、人権が侵害されていたりした時には周囲に気兼ねしないで相談でき、一緒に問題解決の筋道を探り、迅速に当面の救済手段を提供するとともに、問題の根本的な解決に向けて様々な機関と連携しながら、最後まで問題解決のために尽力をつくす機関である。こうした実効性のある機関が機能するためにも根拠となる制度の整備・確立が必要である。
- ・ 人権のまちづくりにかかわる研修や学習の啓発活動をより充実させる。その際にはイベントや学習会などに終わることなく、より多くの市民団体などに出向いて行く。また、被差別の当事者の心の痛みに寄り添い共感して、反差別につながる取り組みとなるようにする。
- ・ 子ども・保護者・地域住民による中学校区をエリアとした交流環境の充実と交流活動の促進を図る。
- ・ 校区における教育課題をはじめ、さまざまな課題を共有し、具体的な目標を設定し、教職員、PTA、地域住民、各種団体などが知恵を出し合い課題解決に協働で取り組むための支援や場の設定を行なう。
- ・ 性別、障害の有無、国籍、言語、価値観や文化のちがいを理由にした差別がいまだに見られることから、お互いを認め合い支えあう気持ちを起こすために住民どうしや団体間の交流を推進して、相互理解に努める。
- ・ 子どもの人権が尊重される社会をつくるため、まず、おとなが自分自身の課題として人権を見つめ、豊かな人権感覚を持つこと。子どもたちや地域の課題をすべての地域住民が共有し、目標を設定から実現に向けての相談や協議、ともに知恵を出し合い人権のまちづくりに取り組む。
- ・ 従来の共同体がもっていたつながりのよさを回復させると同時に、今日の家庭や個人が孤立しているような状態から、違いを認め合いつつ個の確立や自立を大切にしながら豊かにつながるコミュニティを再生する。
- ・ 豊かなコミュニティづくりをするためには、同和地区とその周辺地域をはじめ広く地区内外の交流を図ることはもとより、障害者や高齢者・青少年などの幅広い人的交流を促進し、とくに子どもたちも含めた交流活動を日常化する。
- ・ 人権教育や人権啓発については、生涯学習の観点からも、公民館・図書館・文化ホールをはじめ、市内の社会教育施設において進める必要がある。

人権関係団体の活性化と行政との連携

- ・ 泉南市の人権啓発を推進する市民組織の人権啓発推進協議会、人権擁護委員協議会、人権協会、事業所人権推進連絡会、人権教育研究協議会、在日外国人教育研究協議会は人権尊重を基軸とし、一切の差別をなくし、地域に根ざしたまちづくり実現のために取り組む。
- ・ あらゆる差別の解消に向けて、学校での人権教育、企業内での人権研修、地域に対する市民啓発など社会のあらゆる場での取り組みの活性化を図る。
- ・ 行政としての基本方針の抜本的な見直しとともに、今回の校区再編にかかる差別事象は、住民の差別意識、土地差別、校区問題がリンクされており、差別事象の解消には教育とまちづくりの一体性、行政、人権関係団体、市民との協働関係の構築が必要であり、人権政策・施策に関する行政、市民組織のすべてに関わる総合的な計画を策定する必要がある。

人権行政の推進体制

- ・ これまでの地域の人権啓発活動のあり方、推進体制など市長部局および教育委員会を含め、総合的な見直しが必要である。特に、同和問題を人権問題の本質からとらえ、今後の取り組みを人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという視点を踏まえ、人権施策を総合的に実施する推進体制を整備するとともに、全庁的に事業の有機的連携を図ることが必要である。
- ・ 学校園、並びに家庭・地域社会における人権教育・人権啓発は、泉南市人権教育基本方針、泉南市人権教育推進プランに基づいて推進されており、「泉南市教育改革プラン（仮称）」の策定と並行して、今回の差別事象を踏まえた抜本的な見直しが必要である。
- ・ 教育委員会も含め全市的な人権教育・人権啓発の総合的な推進については、市長部局における同和行政基本方針、同和行政推進プランに基づいて推進されており、今回の差別事象を踏まえ所要の改定が望まれる。また、推進体制の基軸となる泉南市人権政策推進本部の総合企画調整機能の確立が必要であるとともに、「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」施行にともなう審議会においては、人権啓発、人権相談、人権救済などに関わる諸組織・個人のイニシアティブが十分に発揮されるよう改善する必要がある。
- ・ 「泉南市・子どもの権利条例（仮称）」を早期に制定する。

（５）行政の推進体制 - 子育てと教育のためのまちづくり -

行政組織内部の連絡調整と連携

- ・ 教育委員会と市長部局の子育て支援に関する情報の一元化をはかり、子育て家庭への円滑な情報提供に努めるとともに総合的な子育て施策の在り方を検討する。これを円滑に行うために行政管轄の一本化を含む連携システムの構築が必要である。
- ・ 行政組織と区・自治会・民生委員児童委員・青少年指導員・防犯委員・警察などの関係団体機関との連携を、よりいっそう強化する。

地域教育協議会に対する支援

- ・ 行政組織内に地域教育協議会へ支援を行うための統括組織を設ける。統括組織には、

学識経験者など専門的な知識をもった「専門アドバイザー」や「地域コーディネーター養成講座」修了者などを配置し、各協議会に適切なアドバイスを行う体制をつくる。

- ・ 各協議会に総合アドバイザーを紹介する。
- ・ 市内の協議会の連絡組織を設け、取り組みの交流や情報交換を促進する。
- ・ 地域住民や保護者、学校の交流や協働を促進できるよう教育コミュニティづくりにかかわる研修や学習を充実させる。
- ・ 各協議会に「地域コーディネーター養成講座」の修了者を紹介する。また、修了者の交流の場を設けたり、市独自でコーディネーターを養成したりする。
- ・ 市内で活動するボランティア団体や個人についての情報収集と情報提供をおこなう。
- ・ 「すこやかネットサポートセンター」の利用促進を図る。

その他の検討すべき事項

- ・ 「子ども版・泉南の教育を語る会（仮称）」を開催する。特に、「泉南市・子どもの権利条例（仮称）」制定に関しては、審議途上で「子ども版・泉南の教育を語る会（仮称）」を開催し、子どもの意見を反映させる。
- ・ 地域の教育活動や子育て・家庭教育支援に関しては、先導的な事例を市民に紹介したり、市民むけの相談業務などを実施したりして、自発的な市民活動を支援する。
- ・ 青少年育成に関する商業施設等との連絡調整の場をもつ。

【用語解説】

次世代育成支援対策地域行動計画

少子化対策の推進を目的として、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が成立し、それをうけて、すべての自治体には子育て支援のための施策を体系的に行うための(行動)計画の策定が義務づけられた。泉南市では平成 17 年 3 月に策定された。

子育てサロン

子育て中の親どうしの交流や気軽な情報交換ができる場づくりとして、地域の老人集会場等を利用し、地区福祉委員・民生委員児童委員が中心になって行っている活動。

地域子ども教室

学校・家庭・地域が協働し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むために、放課後や週末に学校や社会教育施設等を活用し、すべての小中学生を対象に、安全で安心な子どもの居場所をつくる。泉南市では毎週土曜日、市内 5 箇所で開催している。

総合的教育力活性化事業

学校、家庭、地域の総合的な教育力の再構築を図り、地域社会をあげて様々な取り組みを促進することにより、学校教育や地域における諸活動を活性化するとともに、豊かな人間関係づくりを通して一人ひとりが自己実現できるよう支援し、子どもに生きる力を育む。

すこやかネットサポートセンター

大阪府教育委員会が、府内 334 中学校区のすこやかネットが継続、充実した活動を展開することができるよう、情報収集・発信、相談・サポート、研修の 3 つの機能をもったサポートセンターを開設している。

SIDS (乳幼児突然死症候群)

元気で何の異常もなく育っていた赤ちゃんが、ある日睡眠中に呼吸が止まって突然死亡する病気。はっきりした原因はまだわかっていない。

地域コーディネーター

地域の教育力の向上を図るため、青少年に関わる課題に取り組む知識やスキルを学び、学校や青少年育成団体等の連携による地域の教育環境づくりや地域教育協議会の推進役となる。

ノーマライゼーション

障害者、身体的自由のきかない高齢者等すべての人が、社会の営みの中に普通に参加するための機会を拡大させ、障害の有無に関わらず、人間が平等に権利と義務をその立場に応じて担って生きようとする対等の生活原理をいう。

ブックスタート

図書館・保健センター等と地域の人たちが力をあわせて行う活動。赤ちゃんと保護者が、絵本を開く楽しい体験とともに、ゆっくりふれあい楽しい時間をもてるきっかけをつくる。